総合評価チャート図（雇用促進事業団〔現雇用・能力開発機構〕の事業内容の分析と評価）

国

雇用保険法（昭和49年）
- 失業給付
- 失業の予防、雇用機会の増大等
- 公共職業能力開発施設の設置・運営等
- 移転就職者用宿舎、福祉施設等の設置・運営等

労働保険特別会計		
出資金	851億円(H8)	→
交付金	1,313億円(H8)	→

職業能力開発促進法（昭和44年）

勤労者財産形成促進法（昭和46年）

財投資金 → 事業団債（引受け）／資金調達

償還

借入れ

償還

【事業主体】雇用促進事業団（現雇用・能力開発機構）

【新法人へ継承】職業能力開発業務（職業能力開発施設の設置・運営等）

（固定資産額 2,500億円）

（職業能力開発施設の損益状況）

収益566億円 － 費用654億円 ＝ ▲ 88億円（減価償却費相当額）

収益の94%は交付金

→ 短大校を大学校に再編（H11~13）

公共職業訓練の高度化

（運営状況）

	旧大学校	短大校
費用（減価償却費を除く）に占める人件費の割合	52%	68%
学卒訓練生 100人当たり指導員数	12人	16人

（短大校の方が多い事情）
- 在職者訓練等地域企業に対する支援を実施
- 地域に密着した訓練を実施するため分散配置

これらの事情があるとしても経営効率化の余地あり → **短大校及び再編後の職業能力開発大学校の今後の運営に当たっては、より一層の経営の効率化を進めていく余地**

雇用促進融資業務

（H8末貸付金残高 631億円）

市中金利の低下 → 多額の繰上償還の発生 H8 81億円（回収金の68%）

→ 支払利息 ＞ 利息収入（利息収支差は交付金で補てん→特別会計の負担増）

→ **繰上償還があった場合に対応する制度の導入の検討が必要**

【既存施設を地方公共団体等に譲渡】移転就職者用宿舎設置・運営業務

（宿舎をめぐる状況の変化）

公営住宅の整備の展開 S33 61万戸 → H10 213万戸

移転就職者入居率の低下 S53 42% → H10 20%

（公的資金の投入状況／H8累計）

（出資金）

施設建設費 8,900億円 → 資産を形成

（資産の現況／H8末簿価）

建物等	5,400億円
土地	1,800億円
計	7,200億円

資産価値が減少（減価償却分）

（事業団の損益状況／H8）

[費用]	475億円
（運営費）	370億円
（減価償却費）	105億円
[収益]	370億円
（宿舎等収入）	369億円
（事業外収入）	1億円
[損益]	▲ 105億円

雇用政策の一環として設置・運営する必要性が低下 → （H9.6.6閣議決定）事業団の廃止

（新法人：雇用・能力開発機構）H11.10
- 宿舎・福祉施設は新設せず、既設施設の譲渡業務及びそれまでの間の管理運営
- 職業能力開発関連業務、中小企業の人材確保等事業主支援業務、勤労者財産形成促進業務に重点

福祉施設設置・運営業務

（福祉施設をめぐる状況の変化）

地方公共団体等による余暇・体育施設の整備の進展 S43 1万9,000施設 → H8 6万8,000施設（図書館、博物館を除く）

（公的資金の投入状況）

（出資金）

施設建設費（H8累計） 5,000億円 → 資産を形成

（交付金）

運営費（H8） 37億円

（資産の現況／H8末簿価）

建物等	4,000億円
土地	240億円
計	4,240億円

資産価値が減少（減価償却分）

（事業団の損益状況／H8）

[費用]	193億円
（事業費）	126億円
（減価償却費）	67億円
[収益]	126億円
（施設等収入）	89億円
（交付金収入）	37億円
[損益]	▲ 67億円

→ **譲渡については、土地の所有形態や施設の利用形態等を考慮しつつ、労働保険特別会計に与える影響を勘案し、速やかに行う必要**

（譲渡を進める際に配慮すべき事情）

宿舎：現に入居しているものが多い
福祉施設：地方公共団体の所有地に設置している施設が大半

（事業団の費用負担額／H8）

関連公益法人委託（10施設）	地方公共団体委託（2,010施設）
収支差補てん6億円［増改築費等］	［大規模修繕費、増改築費］

譲渡が進展しない場合は特別会計の負担増